

(附則)

1

この政令は、令和五年四月一日から施行する。
 (児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第六十二号)の一部を次のように改正する。)

- 附則第二項中「第一条の規定による改正後の」を削り、「第一条の三」を「第一条の四」に改める。
- 令和三年七月二十一日
- 内閣総理大臣 菅 義偉 厚生労働大臣 武田 良太 田村 憲久 総務大臣

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

内閣総理大臣 菅 義偉 厚生労働大臣 田村 憲久 総務大臣 武田 良太 田村 憲久

政令第二百十号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律(令和三年法律第五十八号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

令和三年七月二十一日

内閣総理大臣 菅 義偉 厚生労働大臣 田村 憲久 総務大臣 武田 良太 田村 憲久

政令第二百十号

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

内閣は、鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第七十一号)附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年九月十五日とする。

令和三年七月二十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

農林水産大臣 武田 良太 野上 浩太郎 野上 浩太郎

内閣総理大臣 菅 義偉 田村 憲久 田村 憲久

○内閣府令第五十一号
 鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第七十一号)の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年七月二十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

内閣は、情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第十三条第一項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む)の規定に基づき、この政令を制定する。

情報処理の促進に関する法律施行令(昭和四十五年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「五千七百円」を「七千五百円」に改める。

内閣は、情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第十三条第一項(同法第二十九条第三項において準用する場合を含む)の規定に基づき、この政令を制定する。

情報処理の促進に関する法律施行令(昭和四十五年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「五千七百円」を「七千五百円」に改める。

(施政期日)

1 この政令は、令和三年七月二十六日から施行する。

2 (経過措置)
 この政令の施行前に実施の公示がされた情報処理技術者試験を受けようとする者が納付すべき受験手数料については、この政令による改正後の第三条第二項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

経済産業大臣 梶山 弘志 内閣総理大臣 菅 義偉

〔一五 略〕

〔一五 同上〕

第十一條 法第四条の二第三項(法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(申請書の添付書類)

第十一條 同上

(申請書の添付書類)

第十一條 同上

(申請書の添付書類)

六 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第二項に規定する者であつて、令和九年四月十五日までの間にその者が対象鳥獣の捕獲等に使用する種類の猟銃の所持の許可の申請又は当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をしようとするものに限る。）については、猟銃を使用して同法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に從事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面（同令第二条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることを誓約する書面	六 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第二項に規定する者であつて、平成三十三年十二月三日までの間にその者が対象鳥獣の捕獲等に使用する種類の猟銃の所持の許可の申請又は当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をしようとするものに限る。）については、猟銃を使用して同法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に從事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面（同令第二条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることを誓約する書面
附 則 備考 表中の「」の記載は注記である。	附 則 備考 表中の「」の記載は注記である。
〔七〕十六 略	〔七〕十六 略
〔2・3 同上〕	〔2・3 同上〕

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）に基づき、人事院規則一七一〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関する人事院規則を制定する。 令和三年七月二十一日	人事院規則一七一〇一三六 人事院規則一七一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則 別表内閣人事局の項中「総人件費専門官」及び「総務専門職」を削る。
科学技術・イノベーション推進事務局 健康・医療戦略推進事務局	事務局長（統括官）審議官（参事官・企画官・管理監査官） 事務局長（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。） 次長（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。） 企画官 参事官補佐（人事に関する事務を担当する者）

別表内閣府の部沖縄総合事務局の項中「振興企画官」を「市町村施策支援推進官」に改める。
別表金融庁の部公認会計士・監査審査会事務局の項中「総務試験室長 審査検査室長」を「課長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「国際統計管理官 恩給企画管理官 恩給業務管理官」を「統計調

整官 国際統計管理官 恩給管理官」に、「行政経営支援室長 地域情報政策室長」を「デジタル基盤推進室長 マイナンバーカード制度支援室長 行政経営支援室長 地域情報化企画室長」に、「恩給企画管理官補佐（恩給企画管理官）」を「恩給管理官補佐（恩給管理官）」に改め、「恩給業務管理官補佐（恩給業務管理官）」を「直接補佐する者に限る。」を削る。

別表文部科学省の部内部部局の項中「所有者不明土地等対策推進室長」を「民事調査官 所有者不明土地等対策推進室長」に改め、「人権擁護調査官」を削り、同部少年鑑別所の項中「首席専門官」を「首席専門官 次席専門官」に改め、同部地方更生保護委員会の項中「調整指導官」を「調整指導官 指導監査官」に改め、同部保護観察所の項中「首席保護観察官」を「首席保護観察官 社会復帰対策官」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「海洋法室長」を「国際保健政策室長 海洋法室長」に改める。
別表文部科学省の部内部部局の項中「公文書監理官」を「公文書監理官 学習基盤審議官」に、「障害者活躍推進官」を「障害者活躍推進官 効率化改革推進官」に改め、「国際戦略室長」及び「大学技術移転推進室長」を削り、同部科学技術・学術政策研究所の項中「科学技術・学術基盤調査研究室長 科学技術予測セントラル長」を「データ解析政策研究室長 科学技術予測・政策基盤調査研究センター長」に改める。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「専門官（宗務課長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」を削る。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「任用専門官」を「人事管理調整専門官 任用専門官」に改め、同部国立ハンセン病療養所の項中「副所長」を「副所長 統括事務部長」に、「事務部長」を「部長」に改め、同部国立感染症研究所の項中「企画調整主幹 部長」を「部長 研究企画調整センター長」に、「インフルエンザウイルス研究センター長」を「インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター長」に、「感染症危機管理研究センター長」を「感染症危機管理研究センター長 治療薬・ワクチン開発研究センター長 実地疫学研究センター長」に、「課長補佐（管理）」を「企画管理調整官 サーバイランス総括研究官 予防接種総括研究官 疫学総括研究官 危機管理総括研究官 検査対応総括研究官 ワクチン開発総括研究官 治療薬開発総括研究官 課長補佐（管理）」に改め、「施設運営室長」を削り、同部地方厚生局の項中「部次長」を「部次長 密輸・広域事犯管理官」に改め、同部九州厚生局沖縄麻薬取締支所の項中「課長」を「課長 調査総務室長」に改める。

別表農林水産省の部農林水産技術会議事務局の項中「技術安全室長」を「イノベーション戦略室長」に改め、同部農政局の項中「厚生官」を「事業経理官」に改め、同部農政局の事務所及び事業所の項中「課長補佐（管理）」を削り、「同部北海道農政事務所の項中「厚生官」を削る。
別表林野庁の部内部部局の項中「林業労働対策室長」を「林業労働・経営対策室長」に改める。
別表経済産業省の部内部部局の項中「人事審査官」を「人事審査官 公文書監理室長 広報室長」に、「業務管理官」を「業務管理官 海外広報官 文書管理官 厚生企画室長」に改め、「会計課に所属する者に限る。」を削り、「広報室長 海外広報官」を「厚生審査官」に改め、「厚生企画室長 文書管理官 厚生審査官」及び「基準認証戦略企画官」を削り、「環境管理推進室長 国際資源循環管理官」を「環境技術戦略企画官 環境管理推進室長 国際資源循環管理官」に改め、「厚生専門職」を削る。